

発達障害児・者のきょうだいが必要とする心理的支援 —発達段階に着目して—

Psychological support needed by siblings of people with developmental disorder
—From viewpoints of developmental stages—

船越 愛悠
Ayu Funakoshi

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 臨床心理学専攻 修士課程

キーワード：発達障害，きょうだい，心理支援

Key words : Developmental disorder, Siblings, Psychological support

1. 研究目的

近年，発達障害児・者の生活や支援が見直されている。はじめに，2005年に発達障害者支援法が施行され，これまで「制度の谷間」にあった発達障害が支援の対象にされたことで，発達障害の存在と支援の必要性について社会的合意が得られることとなった（中山，2016）。さらに2016年には発達障害者支援法が改正され，ライフステージを通じた切れ目のない支援，家族などを含めたきめ細かな支援，地域の身近な場所で受けられる支援という3つの目的が挙げられた。家族の支援では具体的に，発達障害者支援センターの設置の促進，家族の相談体制の整備など，発達障害児・者の生活や支援も見直されるようになった（厚生労働省，2016）。

このように，発達障害児・者本人やその養育者への支援は年を追うごとに重要視されるようになっていく。しかし，関根・金泉（2021）は，障害児・者やその家族の研究は多くあるのに対して，そのきょうだいへの研究は不十分であることを示し，今後の研究の必要性を述べた。

杉山（2014）は，兄弟姉妹の数が親子間の葛藤を高め，両親および祖父母との仲の良さを下げる傾向が見られたことから，兄弟姉妹が多いことで，親からの子ども一人当たりの投資が減り，葛藤が大きくなるということを示した。では，この兄弟姉妹の一人に発達障害児・者がいたらどうだろうか。発達障害者支援法において，発達障害とは，自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達

障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている（文部科学省，2016）。具体的には，コミュニケーションの難しさや落ち着きのなさなどがあり，発達障害児・者と接する家族にとって困難や苦悩が予想される。

発達障害をもつ同胞が兄弟姉妹の中にいると親の関心をさらに集めてしまい，葛藤がさらに高まることが考えられる。加えて澤田（2011）は，発達障害は，一見しただけでは障害とわかりにくく，周囲の理解を得られにくい障害であるため，きょうだいは同胞の障害理解，周囲との葛藤がより大きくなる可能性を示した。

さらに，赤木（2018）は，母親との親密さが健全なアイデンティティ形成と精神的健康に影響を与えることを示していることから，発達障害児・者のきょうだいは，母親から注目されにくい状況からアイデンティティ形成にも大きな影響を与えられていることが予想される。

発達障害児・者のきょうだいの先行研究においては，きょうだい児に今後望まれる支援として，①きょうだい関係が補償される場や社会的なサポート，②きょうだいへの障害に関する情報提供，③家族や兄弟姉妹など当事者以外の第三者によるきょうだい児支援，④各発達段階に合わせたきょうだい児のための支援や，価値観の変容による葛藤を支えるための支援，⑤きょうだい児への養育態度のための養育者への支援，が挙げられること

が明らかになっている(船越, 2024)。価値観の変容については、大瀧(2018)が、家族には同胞との人生を歩む中で障害観の転換が求められるようになる可能性があるため、そのような転換の移行期を支える視点が支援においても必要であると述べており、きょうだい児は、同胞に対する価値観が一貫しているわけではなく、発達段階やライフステージを経て変容していくことが示唆されている。そのため、④発達段階に合わせたきょうだい児のための支援や、価値観の変容による葛藤を支えるための支援は最も心理臨床場面において有用であり、検討を深める必要があると考えられる。

そこで本研究では、発達障害児・者のきょうだいが今までに体験した経験や、気持ちの変化、考え方の変化などを発達段階に応じて捉え、価値観の変容のプロセスに関する探索的な仮説モデルを生成することを目的とする。さらに、得られたモデルをもとに、発達障害児・者のきょうだいの支援に必要な示唆を発達段階に応じて提示する。

本研究の意義として、各発達段階におけるきょうだい児の心理的特徴を探り、支援方法を検討することで、今後きょうだい児に対してより細やかで具体的な支援を行うことを可能にすることが期待できる。

方法

用語の定義

1) 発達障害

発達障害者支援法第二条にて定義されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とする。

2) 同胞

発達障害をもつ本人を指す用語とする。

3) きょうだい、きょうだい児

発達障害児・者の兄弟姉妹を指す用語とする。

調査対象：発達障害のある同胞を持ち、かつ自身は発達障害の診断を受けていない成人3～5名。

調査方法：発達障害のある同胞を持ち、同胞との経験を抵抗なく語れる成人に調査依頼を行い、同意をいただけた方に半構造化面接を用いたインタビュー調査(1人60分程度)を実施する。インタビューの内容は、幼少期から現在に至るまでのきょうだい関係や親子関係、家族の状況、発達障害の同胞がいることで感じた気持ちや、考え方、必

要とした支援を、幼児期、学童期、青年期、成人期の発達段階に基づいて伺う予定である。また、イメージを捉える手がかりとして FIT(家族イメージ法)を実施する。インタビュー調査実施後は逐語データを作成する。

分析方法：M-GTA(修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)を用いて分析を行う予定である。

2. 研究実施内容

5月～2月にかけて文献の収集及び検討を通して、これまで研究されてきた発達障害児・者のきょうだいについての情報を得ることができた。また、日本心理臨床学会第43回大会に参加し、発達障害やその家族、分析方法に関する臨床的な知見を得ることができた。3月には専攻内で行われた修士論文構想発表会にて、発表を行い、様々なご指摘をいただき、より詳細な研究計画へ修正を行った。

3. まとめと今後の課題

今年度は発達障害やその家族、分析方法についての理解を深めた。今後の課題としては、5月から発達障害の疑いがある幼児や小学生、特別支援学級に通う児童を支援する施設で実習を実施し、発達障害についてさらに理解を深める。そして、発達障害児・者が必要とする心理支援についての検討を行うために必要な研究計画を完成させ、4月に大妻女子大学生命科学研究倫理委員会に研究計画を提出し、承認が得られ次第、調査を実施する。承認後～10月にインタビュー・分析を行い、11月～1月に結果・考察とまとめ、修士論文として提出する。

付記

本研究は、大妻女子大学人間生活文化研究所平成6年度大学院生研究助成(B)(DB2428)より研究助成を受け、行っている。

主要参考文献

- 赤木真弓(2018)．母娘関係が娘のアイデンティティ形成と精神的健康に与える影響：母娘関係尺度の作成を通して 発達心理学研究, 29(3), 114-124.
- 厚生労働省(2016)．発達障害者支援法の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000128829.pdf> (2025 年 02 月 09 日)

文部科学省 (2004). 発達障害者支援法 (平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm> (2025 年 02 月 26 日)

中山忠政 (2016). 発達障害者支援法の制定——制定の経緯と今後の課題 小児保健研究, 65, 67-72.

大瀧玲子 (2018). 成人期にある知的障害を伴わない発達障害者のきょうだいの体験に関する考察——ある姉妹の「羅生門」的な語りの分析からきょうだいの多様性を捉える試み, 質的心理学研究, 17 (1), 143-163.

澤田早苗 (2011). 自閉症者のきょうだいの自己認識に関する研究——インタビュー調査一例からの考察 川崎医療福祉学会誌, 20, 447-451.

関根恵理香・金泉志保美 (2021). 発達障害児・者のきょうだいに関する研究の動向と課題 群馬保健学研究, 42, 11-20.